

申2号就業規則の改正等に関する申し入れ提出！

会社は、1月に社員満足度向上施策（ESM）、在級年数短縮の明確化、永年勤続表彰における表彰基準日の設定、2021年4月に実施する初任給改定等に伴い3年連続で「就業規則の改正等について」を実施することを明らかにしました。

改正内容は、社員満足度の向上の観点からすれば概ね労働条件の向上と認識しています。一方、エルダ一組合員からは、今後の高年齢者雇用安定法の改正による70歳までの就業機会確保の観点から「契約社員及びパート社員の労働条件を向上してほしい」、JESSプロパー社員からは「十分な説明がされず内容がよくわからない」などの要望・意見も出されています。

今回実施する改正内容についての問題意識を共有化し、就業規則の改正にあたり労使間において認識の一致を図ることが重要であると考えます。

JRひがし労本部は、3月3日に申2号としてJESS本社へ申し入れを提出しました。

1. コロナ禍の状況において社員満足度向上施策（ESM）を実施する理由について考え方を明らかにすること。
2. それぞれの見直し及び新設を行う根拠について明らかにすること。
 - ① 新規採用時以降の年次有給休暇の付与日数
 - ② 住宅手当の支給要件
 - ③ 通勤手当（公共交通機関を利用する場合）の支給要件
 - ④ 通勤手当（新幹線を利用する場合）の支給要件
 - ⑤ 功労表彰
 - ⑥ 永年勤続休暇
3. 在級年数短縮の明確化における「期待する役割」の達成状況等の判断をする場合について具体的に明らかにすること。
4. 契約社員就業規則における賞与の減額事由の明文化について具体的に示すこと。
5. 2015年7月1日以前から委託駅において従事しJESSに雇用されている社員については、勤続年数を積算すること。
6. 契約社員及びパート社員の永年勤続表彰は勤続5年とすること。
7. 就業規則の改正等においては、事前に丁寧な説明、周知を行うこと。

JRひがし労は、JESS職場で働く仲間の

労働条件向上・職場環境改善に取り組みます！